

ソシオロジ第四一巻第一号抜刷  
一九九六年五月 社会学研究会

## 二重の閉鎖化としての権利

——協力ゲームによるヴェーバー権利論のフォーマライゼーション——

太郎丸博

# 二重の閉鎖化としての権利

——協力ゲームによるヴェーバー権利論のフォーマライゼーション——

太郎丸博

## 1 序

社会的閉鎖化は、元来、Weber (1922) によって用いられた概念である。この概念は、その後、約半世紀を経て Parkin (1979) によって、階級理論の鍵概念として、初めて本格的に論じられることになる。Parkin (1979) によれば、階級は生産関係や権威によってではなく、排除 (exclusion) と奪取 (usurpation) という二重の閉鎖化 (dual closure) によって、適切に定義できるとされる。これを Murphy (1988 = 一九九四) は、支配や権力、合理化と関係づけることで、〈閉鎖理論〉なる不平等の一般理論を提唱する。

Murphy (1988 = 一九九四) によれば、Collins (1975) (1979 = 1984) (1986) や、Bourdieu (1970 = 一九九一) も、明確には社会的閉鎖化に言及していないものの、ヴェーバー

の閉鎖化に関する知見を明らかに受け継いでおり、閉鎖理論の一種とされる。この Parkin (1979) と Murphy (1988 = 一九九四) の議論を批判的に継承する形で、Disco (1987), Bruwer (1989), Manza (1992) や、Hard (1994) の議論が続く。日本においても、パーキンとはほぼ同時期に厚東 (一九七七) によって社会的閉鎖化のヴェーバー社会理論における重要性が指摘されていたにも関わらず、これを積極的に発展させる議論はなかった。しかし、近年になってマーフィーらを論じる研究 (原田 一九八八、山口 一九九〇、盛山 一九九二) がいくつか出始めている。

彼らの議論は、厚東 (一九七七) を除けば、基本的には、階級／階層理論の文脈で議論されている。一般理論への志向の強いマーフィーにしても、社会の中にいくつかの利害集団が存在し、それらの集団は、最上位から、最下位まで一列に

序列化できると暗黙裡に想定している点では階級／階層理論である<sup>①</sup>。しかし、社会的閉鎖化という現象は、必ずしも階級／階層という文脈に限られるわけではない。後に見るように、ヴェーバーは、社会的閉鎖化を人々の利害闘争を秩序づける一つの契機と見ていたのである（厚東（一九七七）も参照）。

したがって、ヴェーバーの社会的閉鎖化に関する議論は、階級／階層論に限らず様々な領域におよぶ。本稿では、そのような諸領域のうち、権利に関して論じる。ヴェーバーの権利論は、川島（一九八二）でその重要性が指摘されたものの、その後はほとんど論じられることがなかった。しかし、権利は、人々の利害闘争と社会秩序のいわば接点に位置する重要な概念である。それゆえ、法社会学者はもちろんのこと、多くの社会理論家の関心を惹いてきたのである（樫村 一九九四、佐藤 一九八九、和田 一九八九、笹澤 一九九三、永田 一九九三、太郎九 一九九五、Ryan 1987 = 一九九三、Kamenka 1978 = 一九八四、Hart 1983 = 一九八七、Sen 1983 = 一九八九）。本稿の目的は、ヴェーバーを用いて権利と閉鎖化の関係を論じることで、閉鎖理論を新たに展開すると同時に、権利論にこれまでとは別の角度から光を当てることである。その際、なぜ権利がしばしば平等には配分され得ないのか？という問題についても示唆を与えるつもりである。

このような権利と社会的閉鎖化の関係を分析する際に、本稿では協力ゲームの理論を援用する。協力ゲームの理論は、

利害関係だけでなく規範的な要素をも記述することができる（Bienenstock 1992, Moulin 1986, Rapoport 1970）。それゆえ、協力ゲームの理論は、権利と社会的閉鎖化の関係のような、利害と規範が交錯する問題を分析する上で、有効な概念装置を提供してくれるのである。従って、本稿の分析方針は、「ヴェーバーの議論を、協力ゲームを用いてさらに数学的に彫琢することで、発展させる」ということになる。以下のヴェーバー解釈も、当然のことながら、ゲーム論的な視点からなされる<sup>②</sup>。

以下では、まずヴェーバーに従って、権利とは二重の閉鎖化によって専有された希少なチャンスであることを示す。これを協力ゲームの理論によって数学的に定式化した上で、権利の配分が安定的に実現される条件として、 $\pi$ 安定という概念を導入する。続いて、この $\pi$ 安定という概念を用いて権利の平等な配分が実現される／されないための条件を示す。

## 2 ヴェーバーの権利概念

### 2・1 権利の定義

ヴェーバーが権利について定義しているのは、「社会学の根本概念」の「開放的關係と閉鎖的關係（geschlossene Beziehung）」という節においてである。開放的關係とは、誰でも自由に参加できるような社会関係を指し、市場がその典型である。閉鎖的關係とは、参加に条件が課せられるよう

な社会関係を指す (Weber 1922 = 一九七二: 七一頁)。例えば、国民国家や宗教団体がそうである。このような閉鎖的關係が、その参加者に、「内的或いは外的な関心を満たすチャンス」(ibid.) の専有を保証する場合、その専有されたチャンスが権利と定義される。「閉鎖的な社会關係がその参加者に独占的チャンスを保証するのには、次の三つのケースがある。…… (中略) …… (三) 個人や集団が永続的且つ——相対的或いは絶対的に——不可譲的に専有する (appropriieren) ものとして保証する (対内閉鎖化)。専有されたチャンスは「権利 (Recht)」と呼ばれ」(Weber 1922 = 一九七二: 七一頁)。

「内的或いは外的な関心を満たすチャンス」とは、土地を独占する (そしてそこから様々な収益を得る) チャンスかもしれないし、様々な政策決定に参与したり、官職に就いたりするチャンスかもしれない。あるいは、神の榮譽へのチャンスかもしれない。いずれにしろ、このような「独占的チャンス」を閉鎖的關係が、特定の参加者 (個人でも集団でもかまわない) に不可譲的に専有するものとして保証する場合、その参加者は、権利を有するというわけだ。

ある参加者がある財に対して権利を有する場合、その財へのチャンスはその参加者に独占されており、閉鎖的關係の外部の者にはもちろんのこと、内部の他の成員に対してもその財へのチャンスは閉ざされている (川島 一九八二)。すなわち、対内閉鎖化されているのである。

このような独占的チャンスの保証が問題となるのは、チャンスが希少であるからだ。豊かな土地や官職がありあまるほどあるならば、そもそも、権利など問題とならない。権利が必要な理由は、希少なチャンスをめぐって参加者たちが闘争し、社会關係の存続そのものが危うくなりかねないからである。実際、歴史上、様々な共同体で財や榮譽をめぐって内乱や分裂が生じてきたのは、周知の通りである。このような希少なチャンスを「適切」に配分し、参加者間の闘争を緩和する (すなわち権利を保証する) ことが、閉鎖的關係 (そしてその参加者たち) にとって重要な関心事となるだろう。

## 2・2 対内閉鎖化

ヴェーバーによれば、閉鎖的關係の内部で希少なチャンスを配分するには、開放的なままにおかれる場合と、対内的にも閉鎖化される場合がある。開放的な配分とは、閉鎖的關係の内部でこのチャンスをめぐって再び自由競争が行われるような状態を指す (Weber 1922 = 一九七五: 五三三頁)。例えば、試験や競売が開放的配分である。閉鎖的配分 (≡ 対内閉鎖化) とは、個々の参加者 (やはり個人でも集団でもかまわない) にチャンスが専有されるような状態を指す (Weber 1922 = 一九七五: 五三四頁)。

実際の配分の方法は、おそらくこの開放的な配分と閉鎖的配分という二つの理念型の間のどこかにあるだろう。しかし、

完全に開放化されたならば、閉鎖的関係の参加者の間の闘争は緩和されず、彼らは競争のリスクとコストにさらされることになってしまう。従って配分の方法は、必然的に閉鎖的配分、すなわち、対内閉鎖化への傾向をはらむことになる。「専有化とは、独占化された社会的あるいは経済的チャンスが、内部に対しても、つまり同一成員に対しても「閉鎖化」されることである。この「対内閉鎖化の」過程は、原則としてあらゆ<sup>②</sup> [Bold は引用者] ケースを同じように貫徹している」(Weber 1922 = 一九七五・五三五頁)。

このように対内閉鎖化(すなわち権利の生成)は、必然的に貫徹されることになる。ところが、これでもまだ問題は解決しない。チャンスを閉鎖的に配分する場合にも、どの成員にどれだけの分け前を配分するかという問題は残る。閉鎖的関係の内部での権利の配分という局面に限って考えれば、状況は完全にゼロサムゲームであり、依然として権利をめぐる鋭い利害対立が存在し続けるのである。このような権利の配分(閉鎖的配分)をいかにして行うか、という問いがここで提出されることになる。

この問いに答えるためには、閉鎖的関係の成立そのものまで立ち返る必要がある。閉鎖的関係を形成し、その参加者たちと外部の人々の間に境界線を引くことを対外閉鎖化(厚東一九七七)と呼ぶならば、対外閉鎖化こそ問う必要があるのである。本稿ではこれまで、閉鎖的関係の存在をあたかも

所与の前提であるかのごとく取り扱ってきた。しかしなぜ、権利は、開放的關係ではなく、閉鎖的關係において、保証されるものなのか。それは、決してヴェーバーの気まぐれではなく、権利は必然的に閉鎖的關係を必要とするのだ。議論を先取りすれば、対内閉鎖化と対外閉鎖化は、社会的閉鎖化という単一の社会過程の持つ二つの側面なのである。二重の閉鎖とは、閉鎖化が二回、順次行われるのではなく、同時に、単一の現象として生じるのである。権利がこのような過程の中で生じていくのを以下、我々は考察することになる。

### 3 結託形成としての対外閉鎖化

それでは、権利を生成する対外閉鎖化の過程とは、どのようなものなのか。ヴェーバーによれば、対外閉鎖化が発生する条件は、対内閉鎖化と同様、行為者の「内的或いは外的な関心を満たすチャンス」の希少性である。チャンスの希少性は、それをめぐる闘争の可能性を生み出す。すなわち、希少なチャンスをめぐる行為者の間の潜在的な闘争ないし競争の状態が、対外閉鎖化の発生する条件なのである。「あらゆる形態の共同体に非常にしばしばみられる経済による制約の様式は、経済的チャンス——官職、顧客関係、先取的利得への機会、労働利得への機会、等々——をめぐる競争によって生み出される。獲得活動空間に比べて競争者の数が相対的に多くなるにつれ、競争をなんらかのやり方で緩和しようとする

競争関与者の利害関心が増大する。このことが通常行なわれる形態は次のようなものである。「現実のあるいは潜在の」競争相手の一部に該当する・なんらかの外的に確定しうるメルクマール——人種、言語、宗派、出身地、社会的出自、血統、居住地等々——が、他の者によって、競争相手を排斥するための機縁として用いられる、という形式がそれである」(Weber 1922 = 一九七五: 五三二頁)。

ゲーム論の立場から見れば、ヴェーバーの言うチャンスは利得 (payoff)、競争状態 (原理的には暴力的な闘争状態でも可。) は、一種の「ゲーム」、と考えられる。すなわち、利害の対立が (少なくとも潜在的には) 存在し、複数のプレイヤー (「行為者」) が己の利得を高めるために、様々な戦略を駆使するような状態である。行為者の様々な欲求充足のチャンスの希少性は、このようなゲームの構造を作り上げるだろう。<sup>④</sup>

ホッブスの秩序問題において論じられているようにに、競争状態における「万人の万人に対する闘争」は合理的ではない。なぜなら、プレイヤーたちは互いの利害対立をとりあえず「棚上げ」にして協力しあう方が常に高い利得を得られる (チャンスがある) からである。<sup>⑤</sup> それゆえ、資源の希少性ゆえにプレイヤーたちが競争状態にある場合、プレイヤーたちの一部が協力して、残りのプレイヤーに対抗する可能性が生じるのである。

このようなプレイヤーたちのゲゼルシャフト結合 (Ver-gesellschaftung) を、ゲーム理論では、結託 (coalition) と言う。もう少し厳密に言えば次のように定義できる。すなわち、複数のプレイヤーたちが協力しあって、自分たちの利得の合計を最大化するために、あたかも一人のプレイヤーであるかのごとくゲームをプレーする場合、このプレイヤーの集合を結託と呼ぶ (Neumann & Morgenstern 1944 = 一九七二/一九七三)。結託の形成は、ばらばらにプレーするよりも、集合的には常に合理的である。この結託に一部のプレイヤーのみが含まれ、その他のプレイヤーが排斥されるならば、それこそが、ヴェーバーの考えた対外閉鎖化である。<sup>⑥</sup>

しかも、ヴェーバーによれば、閉鎖化とは、単に一部の競争相手が排斥されるだけではなく、一種のゲゼルシャフト結合が形成されることをも含意する。<sup>⑦</sup> このような事情をヴェーバーは次のように述べている。「共同に「他の競争相手を排斥して」行為する競争者たちは、お互いの間に競争が継続しているにもかかわらず、外部に対しては一つの「利害共同体」となる。そこから、合理的な秩序を持ち・何らかの形をした「ゲゼルシャフト結合」が形成されうるような傾向が増大する。」(Weber 1922 = 一九七五: 五三二頁)。先述の通り、他のプレイヤーを排斥するためにはお互いに協力する必要がある。それゆえ、対外閉鎖化は、必然的にゲゼルシャフト結合を帰結するのである。すなわち、対外閉鎖化とは外部に対しては

他者を排斥すると同時に、内部に対しては集団としての凝集性を与えるのである。

このようにして形成されるゲゼルシャフト結合は、閉鎖的関係でもある。そこで、これを閉鎖的ゲゼルシャフト結合と呼ぶことにしよう。

ここで重要なのは、閉鎖的ゲゼルシャフト結合の内部においても「利害の対立そのもの」とより、他のチャンスの競争はそのまま存続する」(Weber 1923 = 一九七二: 六八頁)ことである。先述の通り、結託(「ゲゼルシャフト結合」)の参加者たちは、いったんは利害の対立をへ棚上げにして、あたかも一人のプレーヤーであるかのごとく協力しあうかもしれない。しかし、結託形成によって得られた利得の配分をめぐって、利害対立が再燃することになるのである。これが二節でみたような対内閉鎖化の発生する契機となる(厚東一九七七)。

しかし、仮に、ある閉鎖的ゲゼルシャフト結合Aが、あまりにも低い利得しか一部の参加者たちに配分しないとすれば、すなわち、ほんのわずかしが彼らに権利を配分しないとすれば、彼らは、閉鎖的ゲゼルシャフト結合Aを離れてしまうかもしれない。あるいは、彼らは、他の閉鎖的ゲゼルシャフト結合Bに加わってしまうかもしれない。このような事態は、閉鎖的ゲゼルシャフト結合Aそのものを解体させてしまいかねない。それゆえ、閉鎖的ゲゼルシャフト結合Aは、その参

加者たちに、彼らがその外部にいる場合よりも、常に多くの権利(利得)を配分せねばならないのである。

以上のような複雑な事態を、より形式的、かつ明確に述べるために、協力ゲームにおける $\Psi$ 安定 (post-stability) という概念を用いることにしよう。

#### 4 二重の閉鎖化としての権利

##### 4・1 $\Psi$ 安定

$\Psi$ 安定とは、特性関数形の $n$ 人協力ゲームの解の一種である(Luce & Raiffa 1959)。コアやノイマン・モルゲンシュテルン解のような他の解は、一般に利得の配分についてのみに及する。これに対して、 $\Psi$ 安定は結託構造についても言及する点にその大きな特徴がある。それゆえ、 $\Psi$ 安定は、いかなる閉鎖的ゲゼルシャフト結合のもとで、いかなる閉鎖的配分が発生しうるかについて論じる場合に、最も適した概念と考えられる。普通の協力ゲームでは、全プレーヤーの任意の部分集合が、結託を形成できると考える。 $n$ 人ゲームであれば、 $2$ の $n$ 乗通りの結託が考えられ、そのすべてが形成できるとする。しかし、今、我々は社会的閉鎖化について論じているのである。閉鎖化のためのメルクマール(血統、性別、国籍、資格、等々)の数は、一般には $2$ の $n$ 乗より少ない。 $\Psi$ 安定は、所与の状況において、形成可能な結託が限られていることを前提とする概念なのである。 $\Psi$ 安定の厳密に形式的な定義は付録

にまわすことにして、以下の協力ゲームを例に不安定の性質について論じてみよう。

次のような特性関数形の3人協力ゲームの仮想例を考えてみよう。3人のプレーヤーをそれぞれ、1、2、3と名づける。そして、形成可能な結託とそのとき得られる利得は以下の通りとする。

$$v(\{1\}) = v(\{2\}) = v(\{3\}) = 0$$

$$v(\{1, 2\}) = 1, \quad v(\{2, 3\}) = 0.8$$

$$v(\{1, 2, 3\}) = 1$$

$v$  は特性関数を示す。特性関数とは形成可能な結託が得ることのできる利得の値を示す。 $v(\{1, 2\}) = 1$  とは、正確には「仮にプレーヤー1と2が結託を形成したならば、1と2は最低でも合計1の期待利得を得ることができる」という意味である。結託が形成できなかった場合、個々のプレーヤーはばらばらにプレーすることになる。そのときプレーヤーたちの利得はそれぞれ0であるとする。これは、

$$v(\{1\}) = v(\{2\}) = v(\{3\}) = 0$$

で示されている。 $\{1\}, \{2\}, \{3\}$  はそれぞれプレーヤー1、2、3、一人からなる集合を示す。結託  $\{1, 3\}$  が存在しないのは、適当なメルクマールが無いために、このような結託は形成できないと仮定しているのである。

プレーヤーは、同時に二つの結託に参加することはできない。なぜなら、一方の結託の利得の合計を最大化するよう行

為する場合、他方の結託の利得の合計をも最大化するように行為することは、一般には不可能だからである。例えば、プレーヤー2は、結託  $\{1, 2\}$  を形成したならば、同時に、結託  $\{2, 3\}$  は作れない。従ってこの場合、プレーヤー2はどの結託に参加するか（またはどの結託にも参加しないか）を選ぶことになる。

このとき、選択基準は、「どの結託に参加した方が高い利得の配分が得られるか」になる。逆に言えば、「このとき、「どちらの閉鎖的ゲゼルシャフト結合の方が規範的に統合されているか」といったその他の要因は考慮の対象とはならない（もちろん、副次的には重要かもしれない）。そのようなゲゼルシャフト結合は形成可能だという諒解関係<sup>⑩</sup>が、プレーヤーたちに共有されていればよい。これは協力ゲームの理論の知見であるだけでなく、ヴェーバー自身の見解でもある。「個々の「閉鎖化の」事例において、この「閉鎖化の」メルクマールが何であるかは重要でない。というのは、手近に与えられたメルクマールが選ばれるのがしばしばであるからである」(Weber 1922 = 一九七五:五三二頁)。

それでは、プレーヤー2は1、3のどちらと結託を組んだ方が高い利得の配分が得られるのか。あるいは、3人全員で結託を組むか、それとも結託を組まずに3人ばらばらである方がよいか。まず、3人ばらばらだと全員利得は0だから、結託を組んだ方が高い利得を得るチャンスがある。従って、

常に結託形成への誘因が存在する。それでは3人全員で結託を組むのはどうか。これも合理的ではない。なぜなら、プレイヤー1、2の2人だけでも同じ1という利得を得られるから、常にプレイヤー3を排斥する誘因が働くのである。

それでは、プレイヤー2は、結託  $\{1, 2\}$  と  $\{2, 3\}$  のどちらを形成した方が高い利得を得られるだろうか。結論からいえば、 $\{1, 2\}$  である。なぜなら、結託  $\{2, 3\}$  がどのような利得を配分しても、この結託は崩壊への傾向を持っているからである。例えば、結託  $\{2, 3\}$  が形成され、0.8の利得を等分して、プレイヤー2、3が0.4ずつの利得を得たとしても。このとき、プレイヤー1、2、3の利得はそれぞれ  $(0, 0.4, 0.4)$  となる。しかし、必ずプレイヤー2はプレイヤー1に引き抜かれてしまう。仮にプレイヤー1がプレイヤー2に対して「もしも自分と結託を組んでくれたならば、得られた利得1のうち0.85をあなたに配分しよう。」と提案したとしよう。プレイヤー2は結託  $\{1, 2\}$  を形成した方が高い利得を得られるから、結託  $\{1, 2\}$  を形成するだろう。プレイヤー1の利得も0.15で、結託  $\{2, 3\}$  のときよりも高い利得が得られるのである。このとき、プレイヤー1、2、3の利得はそれぞれ  $(0.15, 0.85, 0)$  となる。結託  $\{2, 3\}$  はプレイヤー2に対して0.8より大きな利得は配分できない。これに対して、結託  $\{1, 2\}$  は0.8より大きな利得を配分できるのである。従って、結託  $\{1, 2\}$  のみが形成され、

プレイヤー1と2は合計1の利得を獲得し、プレイヤー3は、結託を形成できず、利得は0である。すなわち、 $\Psi$ 安定においては、プレイヤー1と2は対外閉鎖化に成功し、プレイヤー3は排斥される。問題は、結託  $\{1, 2\}$  の内部において、どのような利得の配分（ $\Pi$ 対内閉鎖化）がなされるかである。この場合、上の議論からも示唆されるように決して等分にはならない。プレイヤー2が0.8以上の利得を独占し、プレイヤー1の得られる利得は0.2以下になる。すなわち、プレイヤー1、2、3の利得をそれぞれ  $k_1, k_2, k_3$  とすると、 $\Psi$ 安定は、以下になる。

$$[(1, 2), \{3\}), (k_1, k_2, k_3)]$$

$$0 < k_1 \leq 0.2, \quad 0.8 \leq k_2 < 1, \quad k_3 = 0$$

#### 4・2 二重の閉鎖化としての権利

$\Psi$ 安定に関する議論で重要な点は、どの結託が形成されるかという問題と、利得配分の問題が分かち難く連動している点である。結託形成の後に、改めて利得を配分するのでは決していない。結託の形成は利得の配分に影響され、利得の配分は、結託の形成に影響される。このことは、対外閉鎖化と対内閉鎖化の間にも、そのまま言えることである。

既述の通り、対外閉鎖化とは、競争相手を排斥するための閉鎖的ゲゼルシャフト結合の形成である。このゲゼルシャフト結合を安定させるためには、参加者たちに、チャンスをさ

らに閉鎖的かつ適切に配分することで、他の対抗するゲゼルシャフト結合に参加者を引き抜かれないようにせねばならない<sup>①</sup>。すなわち、対内閉鎖化は対外閉鎖化にとって必要不可欠な要素であり、対外閉鎖化は対内閉鎖化の前提を構成する。われわれはこれまで、あたかも対外閉鎖化と対内閉鎖化という別個の社会過程があるのかと議論を進めてきた。しかし、対外閉鎖化と対内閉鎖化は、別個の社会過程というよりも、むしろ社会的閉鎖化という単一の社会過程の二つの側面と考えるべきだろう。すなわち、権利（そして閉鎖的ゲゼルシャフト結合）は二重の閉鎖化によって、生成されるのである。繰り返すが、我々（とヴェーバー）の議論においては、二重の閉鎖化とは、閉鎖化が二回行われることを意味するのではなく、閉鎖化という単一の現象が必然的に内外の両面にわたらざるを得ないことを意味する。それゆえ、閉鎖化は一重でも三重でもなく、常に、二重なのである。

## 5 権利の不平等な配分

### 5・1 二重の不平等

このようにして、不安定な閉鎖的ゲゼルシャフト結合が形成されれば、その参加者たちは、安定した権利を得られるだろう。しかし、四・一節の仮想例を見れば解るように、不安定であっても、権利は必ずしも平等に配分されない。しかも、これは、二重の意味で不平等である。第一に、閉鎖的ゲゼル

シャフト結合の内部と外部の間で、権利の不平等が生じうる。第二に、閉鎖的ゲゼルシャフト結合の参加者の間でも、必ずしも権利は平等に配分されない。すなわち、対内閉鎖化の過程で、閉鎖的ゲゼルシャフト結合の内部でも不平等が発生しうるのである。

ここで、厳密な数学的論証は付録にまわすとして、権利が平等に配分されないための必要十分条件<sup>②</sup>について簡単に述べよう。以下の三つの条件のうち、いずれか、一つ以上が満たされた場合、平等な権利の配分は、不安定にならない。すなわち、権利の平等な配分は実現できない。ただし、権利の平等な配分とは、プレーヤー全員が結託を構成し、得られた利得の総和をすべてのプレーヤーの間で等分するような状態であると考えられる。この状態を平等状態と呼ぶとすると、平等状態が、不安定ならば、それは実現可能だし、不安定でなければ、実現不可能だろう。

条件1 プレーヤー全員による結託が形成可能であるという諒解関係がプレーヤーたちに共有されていない場合。この場合、権利の平等な配分は不可能である。なぜなら、このような諒解関係が無い場合、プレーヤー全員が結託を形成することはあり得ない。従って、閉鎖的ゲゼルシャフト結合から排斥されるプレーヤーが存在するから、権利の配分は平等にならない。

条件2 平等状態で得られる利得よりも、単独でプレーし

た方が高い利得を得られるようなプレーヤーが一人でも存在する場合。仮にこのようなプレーヤーが存在すれば、彼は、結託から離れて、より高い利得を得ようとするだろうから、やはり、権利の平等な配分は不可能である。

**条件3** 平等状態で得られる利得よりも、一部の他のプレーヤーたちと閉鎖的ゲゼルシャフト結合を形成した方が、高い利得を得られるようなプレーヤーたちの集合が一つでも存在する場合。このようなプレーヤーたちが存在する場合、彼らは、必ず平等状態を破壊して、より高い利得を得ようとするだろうから。

繰り返すが、これらの三つの条件のうち、いずれか、一つ以上が満たされた場合、平等な権利の配分は実現できない。これまで、多くの社会で、権利が平等に配分されなかったとすれば、それらの社会は、三つの条件のうち、いずれか、一つ以上を満たしていたと推測される。<sup>⑬</sup>

## 5・2 社会契約理論の閉鎖理論的發展

ヴェーバーによれば、ゲゼルシャフト結合を形成する契機は、典型的には利害の一致による契約である。閉鎖的ゲゼルシャフト結合を形成する際に、その参加者たちは、明示的にしる黙示的にしる、チャンスの配分について合意し、「契約」せねばならない。すなわち、契約によって、閉鎖的ゲゼルシャフト結合を形成することを通して、権利は生成されると考

えられる。このような議論は、実は社会契約論にすこぶる近い。言い換えれば、本稿は、社会契約論を社会的閉鎖化という観点から発展させたものと位置づけることができる。本稿が、社会契約論と決定的に違うのは、二重の閉鎖化という観点をとることで、権利の不平等な配分が生じる可能性をその射程に入れている点である。換言すれば、社会契約論は、平等状態という特殊な状態しか考慮していないのである。

確かに社会契約論者が考えるような平等な権利の配分は、場合によっては可能である。しかし、しばしば、そのような社会契約そのものから排斥される人々が存在しうるし、仮に、閉鎖的ゲゼルシャフト結合の内部に参加できたとしても、その内部ですら、平等が実現されるとは限らないのである。権利は、自分に有利な閉鎖的ゲゼルシャフト結合の形成に成功した者たちにとっては、〈自然〉権となるかもしれない。<sup>⑭</sup>しかし、そこから排除された者たち（そして相対的に不利な権利保有者たち）にとっては、単なる権力装置にすぎないだろう。

このような社会的閉鎖化の過程は、閉鎖化のための専門スタッフの発生によって完成される。「閉鎖的ゲゼルシャフト結合が形成された後」、独占への利害が持続するなら、……競争を制限するために独占を許すような秩序が制定され、さらに、その秩序を……貫徹することに常に定位した人員が、ともかくも「機関」として設置されるような、そういう時点

がやってくるだろう。その時点に至れば、利害共同体は「法共同体 (Rechtsgemeinschaft)」に転化し、関与者は「法仲間」になるのである。共同体のこのような「閉鎖化」への過程は——われわれは今のべた一連の過程をこうよびたいのだが——典型的に繰返される過程である」(Weber 1922 = 一九七五:五三二頁)。このように、ヴェーバーは法、あるいは、法を共有する共同体を閉鎖化によって基礎づけていたのであり、閉鎖化と法共同体の間をつなぐ結節点となるのが、権利なのである。

注①任意の二集団に関して序列が定まらなければ、それらの集団のとり戦略は、排除なのか奪取なのか定まらなくなってしまう。したがって、パーキンの後継者たちはすべからず階級/階層論者と見なせる。ただし、コリンズやブルデューが、本当に「閉鎖理論」と言えるのかどうかは本稿の範囲を超える問題である。

②このような議論は、フォーマル・セオリー(高坂 一九八八)の立場からの新古典的理論構築 (Neoclassical Theorizing) (Pararo 1984) の試みの一つであるとも位置づけられるだろう。なお、以下の引用文の訳は原則として邦訳に従ったが、訳文の統一のために、一部訳語を変更している部分もある。

③ヴェーバーは対内閉鎖化と専有をほぼ同じ事態を指すのに

使っているように思える。ただし、以下の点で両者は異なる意味を持つ。すなわち、専有は、行為主体とチャンスとの関係を示すのに対し、対内閉鎖化は複数の行為主体の間の関係を示しているのである。

④チャンスの希少性は、厳密な意味では競争や利害対立の必要条件でも十分条件でもない。非排他的な公共財の場合 (Taylor 1987) を考えよ。しかし、チャンスの希少性がしばしば競争や利害対立を引き起こすというヴェーバーの主張は、概ね承認できるものだろう。

⑤これは、いわゆる優加法性定理として知られている (Rapoport 1970)。

⑥もちろん、あらゆるゲームで閉鎖化が生じるわけではない。ヴェーバーの言うように「あらゆる形態の共同体に非常にしばしばみられる」のは確かだけれども、ゲームの状況によっては、プレイヤー全員が協力しあっている一つの結託を形成する場合もありうる。従って、閉鎖化が発生する条件の探求が社会的閉鎖理論の重要な課題となる。

⑦こう考えれば、Parkin (1979) が奪取 (usurpation) も社会的閉鎖の一種と考えたのは全く妥当である。ただし、Parkin (1979) の用いた論拠は本稿の議論とは全く異なるが。

⑧小集団の内部での閉鎖化においては、お互いの個体識別が可能なので、任意のプレイヤーの部分集合が結託を形成できると考えても構わないだろう。しかし、もっと大規模な集団において、ある程度歴史的に持続するような閉鎖化のメルクマールの数は当然、限られるだろう。

⑨これは、閉鎖化のメルクマール自体が諒解関係によって構

成されているということでもある。諒解関係については Weber (1913 = 一九六八:一六一五六頁) を参照。また、松井 (一九九一) も参照。

⑩ もちろん名目的には両方のゲゼルシャフト結合に参加できるかもしれないし、ある特殊なゲームの構造においては、可能な場合もある。また、現実には二重スパイのような行為者も存在するかもしれない。しかし、定義から考えれば、プレーヤーたちが自分たちの利得の総和を最大化するようプレーした場合に、はじめて結託は存在するといえるのである。名目的な参加者や二重スパイは結託の構成要素とはいえない。

⑪ 実際このへ引き抜き現象は閉鎖理論の重要なテーマの一つである。例えば、知識人は一般には支配者階級に属するとされるにもかかわらず、一部の知識人は、ときに支配者階級を裏切って、被支配者階級の奪取に手を貸すような事態がそうである (Disco 1987, 原田 一九八八)。

⑫ 任意のゲームは、論理的に三つの範疇に分けられる。第一は、不安定が存在し、権利が平等に配分される場合。第二は、不安定が存在し、権利が不平等に配分される場合。第三は、不安定が存在せず、権利が配分され得ない場合である。ここで求めているのは、第二または、第三の範疇に入るための条件である。

⑬ 本稿は、権利の目的合理的な側面をヴェーバーに従いながら、理念型的に抽出したものである。したがって、権利の、価値合理的な、あるいは伝統的な (そしてもしかしたら感情的な) 側面は捨象してある。現実の権利の配分やそれを

めぐる闘争は、価値・伝統・感情にも左右されるかもしれない。これらの要因は、関数  $\pi$  という形で議論に導入できるけれども、本稿ではこの点について全く展開していない。従って本稿の議論は、ゲゼルシャフト的な性格の強い共同体に典型的にあてはまる。逆に言えば、ゲマインシャフト的な性格の強い共同体にはあまりあてはまらない。

⑭ ヴェーバーは「自然法的諸公理の階級関係性」と題する節で次のように述べている。「契約の自由と、それから導き出される・正当な所有権についてのあらゆる諸命題とが、市場利害関係者——生産手段を確定的に専有することに利益を感じている人たち——の自然法であることはいうまでもない。／逆に土地には——なにびとも自分の労働によって土地を生産したわけではないのだから——専有不能性という特性があるというドグマ、つまり土地所有者層の閉鎖化に対する抗議が農村のプロレタリア化した農民たちの階級状況に照応していることは明らかである」(Weber 1922 = 一九七四:四九四頁)。

#### 参考文献

- Bliesenstock, E. J. & P. Bonacich. 1992. "The Core as a Exclusionary Networks." *Social Networks* 14: 234-243.
- Bourdieu, P. and J.-C. Passeron. 1970. *La Reproduction; Elements pour une theorie du systeme d'enseignement*. Paris, Les Editions de Minuit. = 一九九一 宮島喬 (訳) 『再生産』藤原書店。

Brewer, J. D. 1989. "Max Weber and the Royan Irish Constab-

ulary; A note on class and status." *The British Journal of Sociology* 40(1): 82-96.

Collins, R. 1975. *Conflict Sociology: Toward an explanatory science*. New York, Academic Press.

Collins, R. 1979. *The Credential Society: an historical sociology of education and stratification*. Academic Press. = 一九八四' 新堀通也 (監訳) 大野雅敏・波平勇夫 (訳) 『資格社会 教育と階層の歴史社会学』有信堂。

Collins, R. 1986. *Weberian Sociological Theory*. Cambridge, Cambridge University Press.

Fararo, T. J. 1984. "Neoclassical Theorizing and Formalization." *Journal of Mathematical Sociology* 10: 361-393.

Hard, M. 1994. "Tehenology as Practice: Local and global closure processes in diesel-engine design." *Social Studies of Science* 24: 549-585.

Hart, H. L. A. 1982. *Essays on Bentham*. Oxford, Clarendon Press. = 一九八七' 小林公・森村進 (訳) 『権利・功利・自由』木鐸社。

原田達 一九八八 『知の資本』と閉鎖理論——『知の資本』の系譜の研究Ⅰ——『追手門学院大学文学部紀要』二二: 五五-七八頁。

櫻村志郎 一九九四 「権利意識と法行為」棚瀬孝雄編『現代法社会学入門』法律文化社、二二九-二六五頁。

川島武宜 一九八二 『権利』の社会学的分析 川島武宜 (編) 『川島武宜著作集 第二巻』岩波書店。

Kamenka, E. and A. E.-S. Tay. 1978. *Human Rights*. Edward

Arnold Publisher. = 一九八四' 西尾孝司 (訳) 『人間の権利 その近代的形成と現代的展開』未来社。

高坂健次 一九八八 「フォーマルセオリー」三沢謙一・新陸人 (編) 『現代アメリカの社会学理論』恒星社厚生閣、三〇三-三三三頁。

厚東洋輔 一九七七 『ヴェーバー社会学理論の研究』東京大学出版会。

Luce, R. D. and H. Raiffa. 1957. *Games and Decisions: introduction and critical survey*. John Wiley & Sons.

Manza, J. 1992. "Class, Status Groups, and Social Closure: A critique of neo-Weberian social theory." *Current Perspectives in Social Theory* 12: 275-302.

松井克浩 一九九一 「諒解」にもとづいた支配——ウェーバーの「権威的」支配へのアプローチ——『新潟大学教養部研究紀要』二二: 七七八頁。

Moulin, Hervé, 1986. *Game Theory for Social Sciences, Second and Revised Edition*, New York U. P.

Murphy, R. 1988. *Social Closure: The Theory of Monopolization and Exclusion*. Oxford University Press. = 一九九四' 辰巳伸知 (訳) 『社会的閉鎖の理論 独占と排除の動態的構造』新曜社。

永田えり子 一九九三 「社会的なシレンマと権利の設計」海野道郎 (研究代表) (編) 『社会的シレンマに関する数理社会学的研究』平成3-4年度科学研究費補助金 (総合A) 研究成果報告書 三四四九頁。

Neumann, J. and O. Morgenstern. 1944. *Game Theory and Eco-*

*conomic Behavior*. Princeton University Press. = 一九七二・一九七三、銀林浩他監訳『ゲーム理論と経済行動(全5巻)』東京図書株式会社。

Parkin, F. 1979. *Marxism and Class Theory: A bourgeois critique*. Tavistock Publications.

Rapoport, A. 1970. *N-Person Game Theory: concepts and applications*. The University of Michigan Press.

Ryan, A. 1987. *Property*. Open University Press. = 一九九三、森村進・桜井徹(訳)『所有』昭和堂。

笹澤豊 一九九三 『権利』勁草書房。

佐藤節子 一九八九 「権利の法社会学の可能性 権利の哲学的分析よりの展開」『法社会学』四:三三八-四六頁。

盛山和夫 一九九二 「階級への探求の構造と搾取理論」『現代社会学研究』五:一一三五頁。

Sen, A. K. 1982. *Choice, Welfare and Measurement*. Basil Blackwell. = 一九八九、大庭健・川本隆史(訳)『合理的な愚か者』勁草書房。

太郎丸博 一九九五 『権利能力論』の再構成 プール代数を用いたフォーマライゼーション』『理論と方法』一〇(一):一五-三〇頁。

Taylor, M. 1987. *The Possibility of Cooperation*. Cambridge University Press.

和田安弘 一九八九 「権利形成の実証研究に向けて」『法社会学』四:一五四-一五八頁。

Weber, M. 1913. "Ueber Einige Kategorien der verstehenden Soziologie." *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*,

Tübingen. = 一九六八、林道義(訳)『理解社会学のカテゴリー』岩波文庫。

Weber, M. 1922. *Wirtschaft und Gesellschaft*. J. C. B. Mohr. =

一九七二、清水幾太郎(訳)『社会学の根本概念』岩波文庫。

一九七五、厚東洋輔(訳)『経済と社会集団』責任編集尾高邦雄『世界の名著50 ウェバー』中央公論社。= 一九七四、世良晃志郎(訳)『法社会学』創文社。

山口節郎 一九九〇 『現代社会と不平等』『差別』岩波書店、三一五-三八四頁。

#### 付記

本稿は平成七年度科学研究費補助金による研究成果の一部である。また、厚東洋輔、高橋香、岡尾将秀の三氏からは草稿に対して有益なコメント・批判をいただいた。記して謝意を表する。

(たろうまる ひろし・大阪大学人間科学部助手)

## 付録

以下、特性関数形ゲームを考える。Nをプレーヤーの集合とし、個々のプレーヤーを1, 2, ... n とする ( $N = \{1, 2, \dots, n\}$ )。プレーヤー i の利得は  $k_i$  と表せる。結託はNの部分集合Sからなる。社会的閉鎖においては、結託は当然2人以上からなり、結託に参加できないプレーヤーが少なくとも一人は存在する。集合の要素の数を  $|N|$  で表すと

仮定 1  $2 \leq |S| < |N|$

結託が成り立つためには、結託に参加した場合に得られる利得が、参加しなかった場合に得られる利得より大きくなる必要がある。結託 S の特性関数を  $v(S)$ , i という単一の要素からなる集合を  $\{i\}$  とすると、

仮定 2  $\exists S, v(S) > \sum_{i \in S} v(\{i\})$

定義 1 閉鎖的ゲゼルシャフト結合

仮定 1、2 を満たすような結託 S を、閉鎖的ゲゼルシャフト結合という。

定義 2 対外閉鎖化

閉鎖的ゲゼルシャフト結合の形成を対外閉鎖化という。

定義 3 対内閉鎖化

閉鎖的ゲゼルシャフト結合内部での利得の配分を対内閉鎖化という。

定義 4 結託構造  $\tau$

結託構造とは、全プレーヤーの集合 N の分割である。すなわち、

$$\tau = \{S_i \mid \cup S_i = N, S_i \cap S_j = \emptyset \quad i \neq j\}$$

定義 5 境界条件  $\Psi(\tau)$

任意の結託構造  $\tau$  に対して、 $\tau$  をくずして、新たに形成可能な結託構造  $\tau_i$  の集合を定める関数を  $\Psi$  という。すなわち、

$$\Psi(\tau) = \{\tau_i \mid \tau_i \text{ は } \tau \text{ から形成可能な結託構造}\}$$

定義 6  $\Psi$  安定'

以下の3条件を満たすような配分と結託構造の組み合わせ  $(k, \tau)$  を  $\Psi$  安定' という ( $k = (k_1, \dots, k_n)$ )。

(1) ある結託構造  $\tau^e$  に関して、 $\tau^e \in \Psi(\tau^e)$

(2) 任意の i に関して、 $v(\{i\}) < k_i$

(3) 境界条件  $\Psi(\tau)$  のもとで、任意の S に関して、

$$v(S) \leq \sum_{i \in S} k_i$$

ただし、Luce & Raiffa (1959) の $\Psi$ 安定の定義には、条件 (1) はない。しかし、当然  $\tau$  は形成可能であるはずだから、条件 (1) を加えるのはごく自然な制限であるといえる。

#### 定義 7 安定閉鎖

$\Psi$ 安定'であるような閉鎖的ゲゼルシャフト結合を安定閉鎖という。

#### 定義 9 平等状態

以下のような結託構造と配分の組み合わせを平等状態と呼ぶ。

$[(N), (k_1, \dots, k_n)]$  ただし、任意の  $i$  に関して、 $k_i = v(N) / |N|$

#### 定理 1

平等状態が、 $\Psi$ 安定にならないための必要十分条件は、以下の 3 条件 1 のうち、いずれか一つ以上を満たせばよい。

条件 1 : 任意の結託構造  $\tau$  のもとで、 $\Psi(\tau)$  に  $N$  が含まれない。

条件 2 : 次のような式を満たす、あるプレーヤー  $i$  が存在する。

$$v(\{i\}) \geq v(N) / |N|.$$

条件 3 : 結託構造  $(N)$  のもとで、次の式を満たすようなある結託  $S$  が  $\Psi((N))$  の要素である。

$$v(S) > v(N) |S| / |N|.$$

(証明) 命題 1  $\Psi$ 安定と平等状態の定義より、平等状態が $\Psi$ 安定になるための必要十分条件は、以下の 3 条件を同時に満たすことである。

1. ある結託構造  $\tau$  のもとで、 $\Psi(\tau)$  に  $N$  が含まれる。

2. 任意のプレーヤー  $i$  に関して、 $v(\{i\}) < v(N) / |N|$ .

3. 結託構造  $(N)$  のもとで、 $\Psi((N))$  に含まれる任意の結託構造における結託  $S$  が次の条件を満たす。

$$v(S) \leq v(N) |S| / |N|.$$

ところで、定理 1 は命題 1 の対偶である。従って命題 1 は真である。(証明終わり)